（様式第１号）

|  |
| --- |
| 公共用地（　　　　敷）境界確定協議依頼書　　　　　　　年　　　月　　　日大阪府南河内郡河南町長　　様（依頼者）住　所氏　名　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（実印）電話　　　　　　－　　　　　－　　（代行者）住　所氏　名 担当　　　　電話　　　　　　－　　　　　－下記の所有地と公共用地（　　　　敷）との境界が不明ですから協議を依頼します。記 |
| 協議地 |  |
| 依頼の目的 |  |

※添付書類　　　　裏面のとおり

|  |
| --- |
| 添　付　書　類添付書類は次のとおりとする。ただし、現況実測平面図、印鑑証明書、全部事項証明書（土地）を除き原本の写しで処理することができる。なお、土地沿革調書、法務局備付地図（地積図）及び地積測量図（分筆図）は調査した法務局名及び年月日を記入し、調査者が署名捺印したものに限る。１．依頼者の住所、氏名が全部事項証明書（土地）の記載事項と同一の場合　(1)　依頼者が個人の場合は印鑑証明書、法人の場合は代表者の資格証明書及び印鑑証明書。　(2)　協議地の全部事項証明書（土地）及び対側土地、相隣土地の土地調書（対側、隣接土地が国及び地方公共団体の所有の場合は全部事項証明書（土地））、ただし、協議地が数回にわたって分（合）筆されている土地で、全部事項証明書（土地）で確認が困難な場合は、土地沿革調書。　(3)　協議地及び周辺の地番を表示した法務局備付地図（地積図）の写し、ただし、全部事項証明書（土地）に分筆されている土地で法務局備付地図（地積図）が入手されていないときは、地積測量図（分筆図）の写し。　(4)　協議地の現況実測平面図（縮尺１／２５０以上）、横縦断図（縮尺１／１００以上）各１部、ただし、図面は測量者の氏名、資格登録番号を記入捺印したもの。　(5)　付近見取り図２．依頼者の住所、氏名が全部事項証明書(土地)の記載事項と異なる場合１の添付書類以外に次の書類を添付する。　(1)　戸籍謄本　　　　全部事項証明書(土地)に記載されている土地所有者が死亡し、所有権移転の手続がなされていないときは、相続人が判別できる戸籍謄本、相続関係説明図、及び遺産分割協議書並びに相続人全員の印鑑証明書及び住民票、ただし、戸籍謄本は相続人を確認後、原本還付。(2)　住民票等　　　全部事項証明書（土地）記載の土地所有者の住所が現住所と異なるときは、住所沿革が判明できる資料（住民票、戸籍の附票、商業登記簿謄本（登記事項証明書）等）【注１】個人のプライバシーに関する書類については、原則として原本を還付します。　　　　（例　戸籍謄本、抄本、遺産分割協議書　等）【注２】法務局で閲覧した書類や任意に作成された書類については、調査場所、調査年月日、調査者の氏名、押印及び作成年月日等を記入願います。【注３】印鑑証明書等の添付書類は、３ヶ月以内のものを添付願います。ただし、官庁又は公署による協議依頼の場合には、適用しない。【注４】立会日より６ヶ月以上経過しても協議が不調である場合には、書類はお返しする場合があります。なお、返戻通知書は連絡日より３ヶ月以上受け取りがない場合には、再度連絡の上廃棄処分とします。 |